東京都世田谷区公債抽せん公告

東京都世田谷区公債平成22年9月1日定時償還について、次のとおり抽せんいたします。

銘柄	償還金額	償還期日
東京都世田谷区公債平成12年度第1回	170,470千円	平成22年9月1日

1　抽せん日時　平成22年7月9日　午前10時
2　抽せん場所　株式会社みずほ銀行（東京都千代田区内幸町1丁目1番5号）
3　抽せん方法　全数抽せん
　平成22年7月1日

世田谷区

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第1項の規定により、次の免許状は失効した。
　平成22年7月1日　神奈川県教育委員会

1　失効した免許状
(1)　免許状の種類・授与番号
　小学校教諭1種免許状
　平6小1第11185号
(2)　授与年月日及び授与権者
　平成6年3月31日　東京都教育委員会
2　失効年月日　平成22年3月26日
3　失効の事由　教育職員免許法第10条第1項第2号該当
4　失効の対象となった者の氏名及び本籍地
　氏名　袴田　芳彦　本籍地　東京都

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第1項の規定により、次の免許状は失効した。
　平成22年7月1日　神奈川県教育委員会

1　失効した免許状
(1)　免許状の種類・授与番号
ア　小学校教諭2種免許状
　平20小2第2644号
イ　中学校教諭1種免許状　国語
　平20中1第2645号
ウ　高等学校教諭1種免許状　国語
　平20高1第2646号
(2)　ア、イ、ウの授与年月日及び授与権者
　平成21年3月23日　新潟県教育委員会
2　失効年月日　平成22年2月5日
3　失効の事由　教育職員免許法第10条第1項第2号該当
4　失効の対象となった者の氏名及び本籍地
　氏名　渋谷　聡　本籍地　新潟県

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第1項の規定により、次の免許状は失効した。
　平成22年7月1日　神奈川県教育委員会

1　失効した免許状
(1)　免許状の種類・授与番号
ア　中学校教諭一種免許状　音楽
　平14中一種第0268号
イ　高等学校教諭一種免許状　音楽
　平14高一種第0561号
ウ　特別支援学校教諭二種免許状　知的障害者、肢体不自由者、病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育の領域
　平20特支二種第0016号
(2)　ア、イの授与年月日及び授与権者
　平成15年3月31日　神奈川県教育委員会
　ウの授与年月日及び授与権者
　平成20年5月20日　神奈川県教育委員会
2　失効年月日　平成22年3月26日
3　失効の事由　教育職員免許法第10条第1項第2号該当
4　失効の対象となった者の氏名及び本籍地
　氏名　後藤　隆展　本籍地　大分県

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
　効力発生日は平成二十二年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十二年六月三十日に終了しております。
　この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　掲載紙　官報
　掲載の日付　平成二十二年六月八日
　掲載頁　八十二頁（号外第一一九号）
(乙)　掲載紙　官報
　掲載の日付　平成二十二年五月二十八日
　掲載頁　一一五頁（号外第一一二号）
　平成二十二年七月一日
　千葉県成田市古込字込前一五四番地四
　(甲)　株式会社カンロジ
　　代表取締役　川井　孝夫
　兵庫県神戸市灘区摩耶埠頭
　(乙)　株式会社神清カーゴーサービス
　　代表取締役　金子　博美

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
　効力発生日は平成二十二年九月一日であり、両社はこの合併に関し平成二十二年五月二十四日にそれぞれ会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意を得ております。なお、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加は生じません。
　この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
　なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　掲載紙　官報
　掲載の日付　平成二十二年三月二十三日
　掲載頁　八十六頁（号外第六十号）
　平成二十二年七月一日
　東京都大田区平和島五丁目六番一号
　(甲)　アサヒロジ株式会社
　　代表取締役　杉山　順一
　茨城県ふるみがうら市上稲吉一七五八番地三
　(乙)　株式会社エヌ・エス・カーゴ
　　代表取締役　杉山　信彦

合併公告

左記会社は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので、公告いたします。
　この合併の概要は次のとおりです。
一、効力発生日は平成二十二年十月一日であります。
二、合併後存続する甲の資本金の額は、一千億五百万六百二十五円となります。なお、合併による資本金の額の増加は行いません。
三、乙の株主に対する金銭等の割当ては行いません。また、乙は新株予約権を発行していないため、乙の新株予約権者に対する新株予約権又は金銭の割当ても行いません。
四、乙の保険契約者の合併後における権利は合併効力発生日において一切変更無く甲に引き継がれます。
　この合併に対し異議のある保険契約者その他の債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
　また、甲は、この合併の効力発生日をもって、商号をあおいニッセイ同和損害保険株式会社に変更いたします。
　なお、最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度の有価証券報告書提出済
(乙)　金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度の有価証券報告書提出済
　平成二十二年七月一日
　東京都渋谷区恵比寿一丁目二八番一号
　(甲)　あいおい損害保険株式会社
　　代表取締役社長　鈴木　久仁
　大阪市北区西天満四丁目一五番一〇号
　(乙)　ニッセイ同和損害保険株式会社
　　取締役社長　立山　一郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
　効力発生日は平成二十二年十月一日であり、この合併に伴い、甲は効力発生日をもって商号を明治安田アセットマネジメント株式会社に変更いたします。
　この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
　なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　掲載紙　日本経済新聞
　掲載の日付　平成二十二年六月二十八日
　掲載頁　二十五頁
(乙)　http://www.yasuda-asset.com/
　平成二十二年七月一日
　東京都港区北青山三丁目六番七号
　(甲)　ＭＤＡＭアセットマネジメント株式会社
　　代表取締役　佐藤　公俊
　東京都千代田区神田美土代町七番地
　(乙)　安田投信投資顧問株式会社
　　代表取締役　山口　治紀